

昭和三十一年運輸省令第四十四号

旅客自動車運送事業運輸規則

道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)

第十三条第二項、第十五条、第二十六条第一項、

第二十九条第一項、第三十条及び第九十五条の規定に基づき、自動車運送事業等運輸規則を次のように定める。

第一次
第一章 総則(第一条～第三条)
第二章 事業者(第四条～第四十七条の八)
第三章 運行管理者
第一節 運行管理者の選任等 第四十七条の九～第四十八条の四)

第二節 運行管理者資格者証(第四十八条の五～第四十八条の九)

第三節 運行管理者試験(第四十八条の十～第四十八条の十四)

第四章 乗務員(第四十九条～第五十一条)

第五章 旅客(第五十二条～第五十三条)

第六章 指定試験機関(第五十四条～第六十六条)

第七章 雜則(第六十六条の二～第六十九条)

附則
第一章 総則(目的)
第一条 この省令は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び旅客の利便を図ることを目的とする。
(一般準則)

第二条 旅客自動車運送事業者(旅客自動車運送事業を經營する者をいう。以下同じ。)は、安全、確実かつ迅速に運輸を遂行するよう努めなければならない。
2 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。
3 旅客自動車運送事業者は、従業員に対し、輸送の安全及び旅客の利便を確保するため誠実に職務を遂行するように指導監督するとともに、当該指導監督を効果的かつ適切に行うため、必要な措置を講じなければならない。
4 旅客自動車運送事業者の従業員は、その職務に従事する場合は、輸送の安全及び旅客の利便を確保することに努めなければならない。(輸送の安全)

第二条の二 旅客自動車運送事業者は、経営の責任者の責務を定めることその他の国土交通大臣

が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならぬ。

(苦情処理)

第二条 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に對して、遅滞なく、弁明しなければならない。

ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対するは、この限りでない。

(苦情の取り扱い)

旅客自動車運送事業者は、前項の苦情の申出を受け付けた場合には、次に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して一年間保存しなければならない。

一 苦情の内容
二 原因究明の結果
三 苦情に対する弁明の内容
四 改善措置

(第二章 事業者)

第四条 一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を公示した後でなければ、これを実施してはならない。

前項の規定による公示は、営業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、次に掲げる一般旅客自動車運送事業者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により行うものとする。

一般乗合旅客自動車運送事業者次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般乗合旅

客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載

その他の適切な方法

一般乗合旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

ロ 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

四 路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者があつては、前号の運行系統ごとの運行回数、始発及び終発の時刻、運行間隔時間並びに他の営業所及び主な停留所への運行所要時間

五 区域運行を行つて、発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間

六 前項の規定による公示は、営業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、一般乗合旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載

その他の適切な方法

一般貸切旅客自動車運送事業者次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般貸切旅

客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載

イ 一般貸切旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

ロ 一般貸切旅客自動車運送事業者が自ら管

理するウェブサイトを有していない場合

二 一般乗合旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

三 一般乗用旅客自動車運送事業者次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般乗用旅

客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載

イ 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

ロ 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管

理するウェブサイトを有していない場合

二 一般乗合旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

三 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

四 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

五 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

六 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

七 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

八 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

九 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

十 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

十一 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

十二 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

十三 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

十四 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

十五 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

十六 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

十七 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

十八 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

十九 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二十 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二十一 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二十二 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二十三 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二十四 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二十五 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二十六 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二十七 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二十八 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二十九 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

三十 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

ロ 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

一 事業者及び当該停留所の名称

二 当該停留所に係る運行系統

三 前号の運行系統ごとの発車時刻(運行回数の頻繁な運行系統にあつては、始発及び終発の時刻並びに運行間隔時間をもつて代えることができる)。

四 一の停留所に係る二以上の乗降場所がある場合又は二以上の停留所が相互に近接している場合であつて旅客の利便のため必要があるときは、他方の乗降場所又は停留所に係る運行系統及びその位置

五 業務の範囲を限定する条件が付されている事業にあつては、その業務の範囲

六 前項の規定による公示は、停留所において公衆に見やすいよう掲示するとともに、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、一般乗合旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載に掲げる事項を公示しなければならない。

四 一般乗用旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金が対時間制による場合を除き、地方運輸局長が定めるところにより、運賃及び料金の額を除く。に運賃及び料金に関する事項を公衆及び事業用自動車を利用する旅客に見やすいよう表示しなければならない。

五 一般乗用旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金が対時間制による場合を除き、地方運輸局長が定めるところにより、運賃及び料金の額を除く。に運賃及び料金に関する事項を公衆及び事業用自動車を利用して事業用自動車を利用す

る旅客に見やすいよう表示しなければならない。

四 一般乗用旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金が対時間制による場合を除き、地方運輸局長が定めるところにより、運賃及び料金の額を除く。に運賃及び料金に関する事項を公衆及び事業用自動車を利用して事業用自動車を利用す

る旅客に見やすいよう表示しなければならない。

か、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 事業者及び当該停留所の名称

二 当該停留所に係る運行系統

三 前号の運行系統ごとの発車時刻(運行回数の頻繁な運行系統にあつては、始発及び終発の時刻並びに運行間隔時間をもつて代えることができる)。

四 一の停留所に係る二以上の乗降場所がある場合又は二以上の停留所が相互に近接している場合であつて旅客の利便のため必要があるときは、他方の乗降場所又は停留所に係る運行系統及びその位置

五 業務の範囲を限定する条件が付されている事業にあつては、その業務の範囲

六 前項の規定による公示は、営業所又は停留所において公衆に見やすいよう掲示するとともに、次に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業者の区

七 他の適切な方法

八 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトへの掲載

九 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトへの掲載

十 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトへの掲載

十一 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトへの掲載

十二 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトへの掲載

十三 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトへの掲載

十四 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトへの掲載

十五 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトへの掲載

十六 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトへの掲載

十七 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトへの掲載

十八 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトへの掲載

十九 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトへの掲載

二十 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトへの掲載

二十一 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトへの掲載

二十二 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトへの掲載

二十三 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトへの掲載

二十四 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトへの掲載

二十五 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトへの掲載

二十六 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトへの掲載

二十七 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトへの掲載

二十八 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトへの掲載

二十九 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトへの掲載

三十 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトへの掲載

三十一 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトへの掲載

三十二 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトへの掲載</

口 一般乗合旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

一 一般貸切旅客自動車運送事業者 次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般貸切旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載

イ 一般貸切旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

ロ 一般貸切旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

二 一般乗用旅客自動車運送事業者 次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

一 一般乗用旅客自動車運送事業者 次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般乗用旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載

イ 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

ロ 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

口
一般乗合旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブナイトを有して、な、場合（運送引受書の交付）、
第六条の二 一般貨物

(運送引受書の交付)

第七条の二 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、当該運送の申込者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した運送引受書を交付しなければならない。

一 事業者の名称

二 運行の開始及び終了の地点及び日時

三 運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の日時

四 旅客が乗車する区間

五 運転者、車掌その他の乗務員（第十五条の二第一項に規定する特定自動運行保安員（以下この号において「特定自動運行保安員」という。）を除く。第四十九条第一項及び第三項において同じ。）及び特定自動運行保安員（以下「乗務員等」という。）の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）

六 乗務員等の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）

七 運賃及び料金の額

八 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が告示で定める事項

九 一般貸切旅客自動車運送事業者は、前項の規定による運送引受書の写しを運送の終了の日から三年間保存しなければならない。

十 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の申込者に対して当該運送の受けに際し手数料又はこれに類するものを支払った場合には、その額を記載した書類を、前項の運送引受書の写しとともに、当該運送の終了の日から三年間保存しなければならない。

（乗車券）

第八条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、運賃を收受したときは、少なくとも次の事項が記載され、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができる方法をいう。第二十四条第六項及び第七項並びに第二十六条第一項において同じ。）により記録された一定の様式の乗車券を発行しなければならない。ただし、事業用自動車内において運賃を收受したときは、普通乗車券を発行しないことができる。

一 普通乗車券及び回数乗車券にあつては、事業者の名称、通用区間及び運賃額

二 定期乗車券にあつては、前号の記載事項のほか、通用期間、発行の日付、使用者の氏名、年齢及び定期乗車券の種類

(運賃の払戻し等)

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客から運賃の払戻の請求があつたときは、次の各号の一に掲げる金額を払い戻さなければならぬ。この場合において、第二項及び第三項の規定により運賃を払い戻す場合を除くほか、事業者は、相当額の手数料を徴収することができる。

一 未使用的普通乗車券及び回数乗車券につきは、通用期間内に限りその運賃額。

二 通用期間前の定期乗車券につきは、その運賃額。

三 通用期間内の定期乗車券につきは、通用期間の始めの日から運賃払戻の請求があつた日までを使用済期間とし、これを一日二回乗車の割合で普通運賃に換算し、その金額を運賃額から控除した残額(次項の場合にあつては、その運賃額を日割りにした金額)に通用期間から使用済期間を控除した残りの日数を乗じた金額)

一般乗合旅客自動車運送事業者は、乗車券の様式の変更その他の理由によりすでに発行した乗車券を無効とする場合は、無効とする日の少なくとも一ヶ月前に、公示の日から無効とする日の少なくとも二ヶ月後の日までの間ににおいて乗車券の引換又は運賃の払戻をする旨の公示を営業所及び当該乗車券に係る通用区間を運行する事業用自動車内にしなければならない。

一般乗合旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない理由により運送を中断したときは、次の各号に掲げる旅客に対し、旅客の選択に応じ、当該各号のいずれかの取扱いをしなければならない。

一 普通乗車券を使用する旅客につきは、その運賃額から乗車した区間に對する運賃額を控除した残額の払戻し又は乗車できなかつた区間を乗車することができる証票の発行

二 回数乗車券を使用する旅客及び第八条ただし書の規定により普通乗車券を発行しない事業用自動車に普通旅客運賃を支払つて乗車し、乗車した区間に對する運賃額を控除した残額の払戻しを受けることができる証票の発行又は乗車できなかつた区間を乗車することができる証票の発行

三 定期乗車券を使用する旅客につきは、その運賃額から乗車できた区間に對する原券と

同
一
通

(領収証)

同一通用期間の定期旅客運賃を控除した残額を日割りにした金額に休日日数を乗じた金額の払戻し又は原券の通用期間の延長

第十一条 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を收受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りでない。

第十二条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に附隨して貨物を運送しようとするときは、特約のある場合は運賃、料金及び運送区間を、その他の場合は荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所、品名、個数、容積又は重量、運賃、料金、運送区間及び運送受付年月日を記載した一定の様式の荷物切符を荷送人に交付しなければならない。

第十三条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、荷物切符と引換えでなければ、貨物を荷受人に引き渡してはならない。

(早発の禁止)

第十四条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第十五条第一項第三号及び第三項第三号の規定により営業所及び停留所に掲示した発車時刻又は同条第一項第四号若しくは第五号の規定により営業所に掲示した発車時刻前に、事業用自動車を発車させてはならない。

(運送の引受け及び継続の拒绝)

第十五条 一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者は、次の各号のいずれかに掲げる者の運送の引受け又は継続を拒絶することができる。

一 第十五条の二第七項又は第四十九条第四項の規定による制止又は指示に従わない者

二 第五十二条各号に掲げる物品（同条ただし書の規定によるものを除く。）を携帯している者

三 泥酔した者又は不潔な服装をした者等であつて、他の旅客の迷惑となるおそれのある者

四 付添人を伴わない重病者

五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四十四号）

三分の数の特定自動運行保安員（特定自動運行旅客運送の用に供する特定自動運行事業用自動車（事業用自動車のうち、旅客自動車運送事業の用に供する特定自動運行用自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十五条の十二第二項第二号イに規定する特定自動運行用自動車をいう。）をいう。以下同じ。）の運行の安全の確保に関する業務を行ふ者をいう。以下同じ。）を常時選任しておかなければならぬ。

旅客自動車運送事業者は、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じなければ、特定自動運行事業用自動車を旅客の運送の用に供してはならない。

一 当該特定自動運行事業用自動車に特定自動運行保安員を乗務させること。

二 次に掲げる措置を講ずること。

イ 緊急を要する場合において旅客が特定自動運行保安員に連絡ができる装置及び特定自動運行事業用自動車を停止させることができる装置を当該特定自動運行事業用自動車に備えること。

ロ 営業所その他の適切な業務場所に特定自動運行保安員を配置し、当該特定自動運行事業用自動車に道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第九条の二十九に規定する遠隔監視装置（以下この条において単に「遠隔監視装置」という。）その他の装置を用いて遠隔から運行の安全の確保に関する業務を行わせること。

3 特定自動運行旅客運送を行う旅客自動車運送事業者は、前項、第二十条、第二十一条第七項その他の輸送の安全に関する規定に基づく措置を適切に講ずることができるよう、必要な体制を整備しなければならない。

4 特定自動運行旅客運送を行う旅客自動車運送事業者は、特定自動運行事業用自動車の運行を中断し、又は旅客が死傷したときは、特定自動運行保安員に対し、当該旅客自動車運送事業者とともに、第十八条第一項各号若しくは第二項各号又は第十九条各号に掲げる事項を実施されなければならない。この場合において、旅客の生命を保護するための処置は、他の処置に先んじてさせなければならない。

5 特定自動運行旅客運送を行う旅客自動車運送事業者は、特定自動運行保安員に、次に掲げる行為をさせてはならない。

一 第五十二条各号に掲げる物品（同条ただし書きの規定によるものを除く。）を旅客の現在書の規定によるものとみなす。

二 二 沖氣を帶びて事業用自動車の運行の業務に従事すること。

三 特定自動運行事業用自動車内で喫煙すること。

四 特定自動運行事業用自動車の運行中に当該自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者は、特定自動運行事業用自動車（乗車定員十一人以上のものに限る。）の特定自動運行保安員に、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為をさせてはならない。

一 運行時刻前に発車すること。

二 旅客の現在する自動車の走行中に職務を行ふために必要な事項以外の事項について話すこと。

三 特定自動運行旅客運送を行う一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者は、旅客が特定自動運行事業用自動車内において法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするときは、特定自動運行保安員に対し、これを制止し、又は必要な事項を旅客に指示する等の措置を講ずることにより、輸送の安全を確保し、及び特定自動運行事業用自動車内の秩序を維持するよう努めさせなければならぬ。

四 特定自動運行旅客運送を行う旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保のため、特定自動運行保安員に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

一 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を運送事業者に申し出ること。

二 当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。

三 特定自動運行事業用自動車の運行中に疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれがあるときは、その旨を旅客自動車運送事業者に申し出ること。

四 特定自動運行事業用自動車の運行中に当該特定自動運行事業用自動車の重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めたときは、直ちに、運行を中止し、旅客自動車運送事業者に報告すること。

五 坂路において特定自動運行事業用自動車（遠隔から業務を行う場合にあつては、遠隔監視装置）から離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、旅客を降車させること。

六 特定自動運行事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となつたときは、速やかに旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとり、旅客自動車運送事業者に報告すること。

七 乗降口の扉は、停車前に旅客の乗降のために開かないこと。

八 発車音を吹鳴する場合は、旅客の安全及び特定自動運行事業用自動車の左側に、その運行に支障がないことを確認し、かつ、乗車口の扉を閉じた後、当該特定自動運行事業用自動車を発車させる前に行うこと。

九 乗降口の扉が閉じたことを確認した後に特定自動運行事業用自動車を発車させること。

十 業務を終了したときは、交替する特定自動運行保安員に対し、業務中の特定自動運行事業用自動車、道路及び運行の状況について通告すること。この場合において、その業務に従事する特定自動運行保安員は、当該特定自動運行事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な部分の機能について点検をすること。

十一 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

十二 特定自動運行旅客運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者は、特定自動運行保安員が食事若しくは休憩のため運送の引受けをすることができない場合又は業務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送しようとする場合には、特定自動運行保安員に対し、回送板を掲出させなければならない。

12 特定自動運行旅客運送を行う旅客自動車運送事業者は、特定自動運行事業用自動車に特定自動運行保安員を乗務させるとときは、当該特定自動運行保安員に制服を着用させ、又はその他の方法によりその者が特定自動運行保安員であることを表示させなければならない。

(遅延に関する公示)

第十六条 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、速やかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を公示しなければならない。

2 前項の規定による公示は、関係のある営業所その他の場所において公衆に見やすいよう掲示するとともに、次に掲げる一般旅客自動車運送事業者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により行うものとする。

一 一般乗合旅客自動車運送事業者 次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般乗合旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載

イ 一般乗合旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

ロ 一般乗合旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

二 一般貸切旅客自動車運送事業者 次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般貸切旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載

イ 一般貸切旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

ロ 一般貸切旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（事故に関する公示）

第十七条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、天災その他他の事故により事業計画又は運行計画に定めることに従つて事業用自動車を運行することができなくなつたため、旅客の利便を阻害するおそれがある場合は、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を公示しなければならない。

一 事故の発生した日時及び場所

二 事故の概要

三 復旧の見込

四 臨時の計画により事業用自動車を運行しようとするときは、その概要

五 旅客が当該運行系統又は運送の区間に代えて利用することができる他の運行系統若しくは運送の区間又は運送事業がある場合には、その概要

2 前項の規定による公示は、関係のある営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示するとともに、一般乗合旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。ただし、一般乗合旅客自動車運送事業者が次のいずれかに該当する場合には、当該公示をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。

一 一般乗合旅客自動車運送事業に當時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二 一般乗合旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

(事故の場合の処置)

第十八条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。

一 旅客の運送を継続すること。

二 旅客を出発地まで送還すること。

三 前各号に掲げるもののほか、旅客を保護すること。

2 一般乗合旅客自動車運送事業者は、前項の場合はにおいて、事業用自動車に旅客の運送に附随して運送する貨物を積載しているときは、当該貨物につき、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。

一 貨物の運送を継続すること。

二 貨物を発送地まで送還すること。

三 滅失し、きそんし、又は損害を受けないとうに貨物を保管すること。

(事故による死傷者に関する処置)

第十九条 旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により、旅客が死亡し、又は負傷したときは、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

一 死傷者のあるときは、すみやかに応急手当その他の必要な措置を講ずること。

二 死者又は重傷のあるときは、すみやかに、その旨を家族に通知すること。

三 遺留品を保管すること。

四 前各号に掲げるもののほか、死傷者を保護すること。

(損害を賠償するための措置)

第十九条の二 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置であつて、国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものを講じておかなければならぬ。

第十二条	(異常気象時等における措置)
第二十一条	旅客自動車運送事業者は、天災その他 の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずる おそれがあるときは、事業用自動車の乗務員等 に対する必要な指示その他輸送の安全のための 措置を講じなければならない。 (過労防止等)
二	旅客自動車運送事業者は、過労の防 止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定め る基準に従つて、事業用自動車の運転者の勤務 時間及び乗務時間 を定め、当該運転者にこれら を遵守させなければならない。
三	旅客自動車運送事業者は、運転者に第一項の 告示で定める基準による一日の勤務時間中に当 該運転者の属する営業所で勤務を終了すること ができる運行を指示する場合は、当該運転者 が有効に利用することができるよう、勤務を 終了する場所の付近の適切な場所に睡眠に必要 な施設を整備し、又は確保し、並びにこれらの 施設を適切に管理し、及び保守しなければなら ばならない。
四	旅客自動車運送事業者は、酒気を帯びた状態 にある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に 従事させてはならない。
五	旅客自動車運送事業者は、乗務員等の健康状 態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他 の理由により安全に運行の業務を遂行し、又は その補助をすることができないおそれがある乗 務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させ てはならない。
六	一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貨物 旅客自動車運送事業者は、運転者が長距離運転 又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労 等により安全な運転を継続することができない おそれがあるときは、あらかじめ、交替するた めの運転者を配置しておかなければならぬ。 旅客自動車運送事業者は、乗務員等が事業用 自動車の運行中に疾病、疲労、睡眠不足その他 の運転者を配置しておかなければならぬ。
七	旅客自動車運送事業者は、乗務員等が事業用

(運行に関する状況の把握のための体制の整備)

第二十一条の二 旅客自動車運送事業者は、第二十条、前条第七項その他の輸送の安全に関する規定に基づく措置を適切に講ずることができるよう、事業用自動車の運行に関する状況を適切に把握するための体制を整備しなければならない。

(乗務距離の最高限度等)

第二十二条 交通の状況を考慮して地方運輸局長が指定する地域（以下この条、次条及び第五十条第八項において「指定地域」という。）内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者は、次項の規定により地方運輸局長が定める乗務距離の最高限度を超えて当該営業所に属する運転者を事業用自動車に乗務させてはならない。

2 前項の乗務距離の最高限度は、当該指定地域における道路及び交通の状況並びに輸送の状態に応じ、当該営業所に属する事業用自動車の運行の安全を阻害するおそれのないよう、地方運輸局長が定めるものとする。

3 地方運輸局長は、指定地域の指定をし、及び前項の乗務距離の最高限度を定めたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第二十三条 前条第一項の一般乗用旅客自動車運送事業者は、指定地域内にある営業所に属する運転者に、その收受する運賃及び料金の総額が一定の基準に達し、又はこれを超えるように乗務を強制してはならない。

(点呼等)

第二十四条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）に対し、対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えるなければならない。

その記録を運転者等ごとに整理して一年間保存しなければならない。

3 地方運輸局長は、指定地域の指定をし、及び前項の日を定めたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第二十六条の二 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければならない。

一 乗務員等の氏名

二 事業用自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

三 事故の発生日時

四 事故の発生場所

五 事故の当事者（乗務員等を除く。）の氏名

六 事故の概要（損害の程度を含む。）

七 事故の原因

八 再発防止対策

（運行基準図等）

第二十七条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次の各号に掲げる事項を記載した運行基準図を作成して営業所に備え、かつ、これにより事業用自動車の運転者等に対し、適切な指導をしなければならない。

一 路線定期運行又は路線不定期運行を行つては、停靠所又は乗降地点の名称及び位置並びに隣接する停留所間又は乗降地点間の距離

二 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、道筋、乗合旅客自動車運送事業者にあつては、標準の運行時分及び平均速度

三 路線定期運行又は路線不定期運行を行つては、道筋、乗合旅客自動車運送事業者にあつては、道筋、乗合旅客自動車運送事業者にあつては、標準の運行時分及び平均速度

四 踏切、橋、トンネル、交差点、待避所及び運行に際して注意を要する箇所の位置

五 その他運行の安全を確保するために必要な事項

六 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、主な停留所の名称

七 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、主な停留所の発車時刻及び到着時刻その他の運行に必要な事項を記載した運行表を作成し、かつ、これを事業用自動車の運転者等に携行させなければならない。

2

二 地名

三 著名な建造物、公園、名所及び旧跡並びに鉄道の駅

四 その他地方運輸局長が指定する事項

（経路の調査等）

第二十八条 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の状態に適する

と認められる自動車を使用しなければならぬ。ただし、法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。

（運行指示書による指示等）

第二十九条の二 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに次の各号に掲げる事項を記載し、運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行うとともに、これを当該運転者等に携行させなければならない。ただし、法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。

一 運行の開始及び終了の地点及び日時

二 乗務員等の氏名

三 運行の経路並びに主要な経由地における発車及び到着の日時

四 旅客が乗車する区間

五 運行に際して注意を要する箇所の位置

六 乗務員等の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る）

七 乗務員等の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る）

八 第二十一條第三項の睡眠に必要な施設の名称及び位置

九 運送契約の相手方の氏名又は名称

十 その他運行の安全を確保するために必要な事項

（地図の備付け）

第二十九条 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車（次項の規定の適用を受けるものを除く。）に少なくとも営業区域内の次の各号に掲げる事項が明示された地図であつて地方運輸局長の指定する規格に適合するものを備えておかなければならぬ。

一 道路

二 地名

三 著名な建造物、公園、名所及び旧跡並びに鉄道の駅

四 その他地方運輸局長が指定する事項

2 一般乗用旅客自動車運送事業者は、タクシーサービス適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第五項の指定地域内の営業所に配置する事業用自動車（運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものを除く。）にあつては、次の各号に掲げる機能を有する機器を備えておかなければならぬ。

（乗務員等台帳及び乗務員証）

一 電子地図（電磁的方式により記録された地図（少なくとも営業区域内の前項各号に掲げる事項が明示された地図であつて同項の規定に適合するものに限る。））をいう。次号における同じ。）を当該機器の映像面に表示する機能

（少なくとも営業区域内の前項各号に掲げる事項が明示された地図であつて同項の規定に適合するものに限る。）をいう。次号における同じ。）を当該機器の映像面に表示する機能

（乗務員等台帳及び乗務員証）

一 乗務員等台帳及び乗務員証

二 乗務員等台帳及び乗務員証

三 乗務員等台帳及び乗務員証

四 乗務員等台帳及び乗務員証

五 乗務員等台帳及び乗務員証

六 乗務員等台帳及び乗務員証

七 乗務員等台帳及び乗務員証

八 乗務員等台帳及び乗務員証

九 乗務員等台帳及び乗務員証

十 乗務員等台帳及び乗務員証

十一 乗務員等台帳及び乗務員証

十二 乗務員等台帳及び乗務員証

十三 乗務員等台帳及び乗務員証

十四 乗務員等台帳及び乗務員証

十五 乗務員等台帳及び乗務員証

十六 乗務員等台帳及び乗務員証

十七 乗務員等台帳及び乗務員証

十八 乗務員等台帳及び乗務員証

十九 乗務員等台帳及び乗務員証

二十 乗務員等台帳及び乗務員証

二十一 乗務員等台帳及び乗務員証

二十二 乗務員等台帳及び乗務員証

二十三 乗務員等台帳及び乗務員証

二十四 乗務員等台帳及び乗務員証

二十五 乗務員等台帳及び乗務員証

二十六 乗務員等台帳及び乗務員証

二十七 乗務員等台帳及び乗務員証

の地理に関し必要な事項）について、指導、監督及び特別な指導を行い、並びに適性診断を受診させた後でなければ、前条の運転者その他事業用自動車の運転者として選任してはならない。ただし、新たに雇い入れた者が、当該一般乗用旅客自動車運送事業者の営業区域内においておかなければならない。

一 乗務員等台帳及び乗務員証

二 乗務員等台帳及び乗務員証

三 乗務員等台帳及び乗務員証

四 乗務員等台帳及び乗務員証

五 乗務員等台帳及び乗務員証

六 乗務員等台帳及び乗務員証

七 乗務員等台帳及び乗務員証

八 乗務員等台帳及び乗務員証

九 乗務員等台帳及び乗務員証

十 乗務員等台帳及び乗務員証

十一 乗務員等台帳及び乗務員証

十二 乗務員等台帳及び乗務員証

十三 乗務員等台帳及び乗務員証

十四 乗務員等台帳及び乗務員証

十五 乗務員等台帳及び乗務員証

十六 乗務員等台帳及び乗務員証

十七 乗務員等台帳及び乗務員証

十八 乗務員等台帳及び乗務員証

十九 乗務員等台帳及び乗務員証

二十 乗務員等台帳及び乗務員証

二十一 乗務員等台帳及び乗務員証

二十二 乗務員等台帳及び乗務員証

二十三 乗務員等台帳及び乗務員証

二十四 乗務員等台帳及び乗務員証

二十五 乗務員等台帳及び乗務員証

二十六 乗務員等台帳及び乗務員証

二十七 乗務員等台帳及び乗務員証

二十八 乗務員等台帳及び乗務員証

二十九 乗務員等台帳及び乗務員証

三十 乗務員等台帳及び乗務員証

ければならない。

一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車（タクシー）業務適正化特別措置法第十三条の規定により運転者証を表示しなければならないものを除く。）に運転者を乗務させるときは、次の事項を記載し、かつ、第一項第十一号に掲げる写真を貼り付けた当該運転者に係る一定の様式の乗務員証を携行させなければならない。

一 作成番号及び作成年月日
二 事業者の氏名又は名称
三 運転者の氏名
四 運転免許証の有効期限

一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合は、直ちに、当該運転者に係る前項の乗務員証に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを一年間保存しなければならない。
 5 旅客自動車運送事業者は、特定自動運行事業用自動車の特定自動運行保安員が転任、退職その他理由により特定自動運行保安員でなくなった場合には、直ちに、当該特定自動運行保安員に係る第一項の乗務員等台帳に特定自動運行保安員でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。
 （従業員に対する指導監督）
 第三十八条 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督を行なわなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行つた者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において三年間保存しなければならない。
 2 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に受けさせなければならない。
 行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起した者

二 運転者として新たに雇い入れた者

三 乗務しようとする事業用自動車についての規定により運転者証を表示しなければならないものとの経験を有しない者

4 旅客自動車運送事業者は、特定自動運行保安員に対し、特定自動運行事業用自動車の運行の安全を確保のために遵守すべき事項及び乗務員等の服務についての規律を定めなければならない。
 3 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の実施する者（次条から第四十一条までの十までにおいて「適性診断の実施者」という。）は、公正に、かつ、第三十八条第二項の安全を確保するために遵守すべき事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行つた者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行つた者及び受けた者を記録し、か

ら、その記録を営業所において三年間保存しなければならない。

（安全及び服務のための規律）
 第四十一条 旅客自動車運送事業者は、乗務員等が事業用自動車の運行の安全の確保のために遵守すべき事項及び乗務員等の服務についての規律を定めなければならない。（認定の申請）

4 一般乗用旅客自動車運送事業者は、第三十八条第二項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 二 適性診断に係る業務を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地
 三 適性診断の種類
 四 その他国土交通大臣が告示で定める事項
 前項の申請書には、適性診断に係る業務を行おうとする職員、適性診断の実施の方法その他の事項についての適性診断の実施に関する計画（次条第一項及び第四十一条の四において「適性診断の実施計画」という。）その他の国土交通大臣が告示で定める書類を添付しなければならない。
 5 旅客自動車運送事業者は、従業員に対し、効果的かつ適切に指導監督を行うため、輸送の安全管理に関する基本的な方針の策定その他の国土交通大臣が告示で定める措置を講じなければならない。
 6 旅客自動車運送事業者は、従業員に対し、効果的かつ適切に指導監督を行うため、輸送の安全管理に関する基本的な方針の策定その他の国土交通大臣が告示で定める措置を講じなければならない。
 （指導要領及び指導主任者）
 第四十一条 一般乗用旅客自動車運送事業者は、前項の規定による認定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 一 適性診断の実施計画が適性診断の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 二 適性診断の実施計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
 3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、前項の指導要領による指導監督に係る事項を総括処理せざるため、指導主任者を選任しなければならない。

三 適性診断に係る業務を行なう役員のうちに第

一 号に該当する者がある者（適性診断の実施に係る義務）
 第四十一条の四 第三十八条第二項の認定を受けた適性診断を実施する者（次条から第四十一条までの十までにおいて「適性診断の実施者」という。）は、公正に、かつ、第三十八条第二項の認定に係る適性診断の実施計画に従い、適性診断を実施しなければならない。

4 一般乗用旅客自動車運送事業者は、第一項の指導要領による指導監督に係る事項を総括処理せざるため、指導主任者を選任しなければならない。
 二 第四十一条の九の規定により第三十八条第二項の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 二 第四十一条の九の規定により第三十八条第二項の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

（改善命令）

第三十四条の八 土国交通大臣は、適性診断の実施者が第四十一条の三第一項各号のいずれに適合しなくなつたと認めるときは、その適性診断の実施者に対し、これらの規定に適合するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 一般乗用旅客自動車運送事業者は、第一項の指導要領による指導監督に係る事項を総括処理せざるため、指導主任者を選任しなければならない。
 二 第四十一条の九の規定により第三十八条第二項の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

の方法の改善に關し必要な措置をとるべきこと
を命ずることができる。

(認定の取消し等)

第四十一条の九 国土交通大臣は、適性診断の実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消し、又は期間を定めて適性診断に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十一条の三第二項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
二 第四十一条の五第一項又は第四項の規定に違反したとき。
三 前二条の規定による命令に違反したとき。
四 不正の手段により第三十八条第二項の認定を受けたとき。
(報告の徵収)

第四十一条の十 國土交通大臣は、適性診断に係る業務の適正かつ確実な実施のため必要な限度において、適性診断の実施者に対し、適性診断に係る業務又は経理の状況に關し報告させることができる。

第四十二条の十一 國土交通大臣は、次の場合には、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

一 第三十八条第二項の認定をしたとき。
二 第四十一条の五第一項の変更の認定(第四十一条の二第二項第三号に掲げる事項に係るものに限る。)をしたとき。
三 第四十一条の五第四項の規定による届出(第四十一条の二第二項第一号又は第二号に掲げる事項に係るものに限る。)があつたとき。

四 第四十一条の九の規定により第三十八条第二項の認定を取り消し、又は適性診断に係る業務の停止を命じたとき。

(事業用自動車内の表示)
第四十二条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称及び当該自動車の自動車登録番号を旅客に見やすいように表示しなければならない。

2 一般乗合旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、第五十二条の規定による物品の持込制限に関する事項及び第五十三条の規定による禁止行為に関する事項を旅客に見やすいように表示しなければならない。

3 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、禁煙の表示を旅客に見やすいように表示しなければならない。

4 路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、第十一条(第一号に係る部分に限る。)の規定により車掌を乗務させないで事業用自動車を旅客の運送の用に供する場合には、当該事業用自動車内に、当該自動車の停車する停留所又は乗降地点の名称をい。

第四十三条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該自動車を旅客の運送の用に供してはならない。ただし、運送の途中において当該自動車に故障が発生した場合に、これらの器具及び部品を容易に供給することができるとき、又は旅客の運送を容易に継続することができます、この限りでない。

2 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が踏切警手の配置されていない踏切を通過することとなる場合は、当該自動車に赤色旗、赤色合団灯等の非常信号用具を備えなければ、旅客の運送の用に供してはならない。

第四十四条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならない。
(事業用自動車の清潔保持)

第四十五条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1 事業用自動車の構造及び装置並びに運用する道路の状況、走行距離等の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検し、必要な整備をするこ

と。
(整備管理者の研修)
第四十六条 旅客自動車運送事業者は、道路運送車両法第四十九条第一項の規定により選任した整備管理者であつて次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。

2 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

(点検施設等)

第四十七条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

第四十七条の二 法第二十二条の二第一項の国土交通省令で定める規模は、次の表の上欄に掲げた事業の種別に応じ、同表中欄に掲げる事業用自動車の数が、同表下欄に掲げる数であることをとする。

事業の種別	事業用自動車
一般乗合旅客自動車運送事業(法第三十五条車運送事業及び特両)	一般乗合旅客自動車二百
第一項の規定による一定旅客自動車運送事業(第一項の規定による一定旅客自動車運送事業の用に供する)	動用車三百
一般貸切旅客自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する)	の数

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 設定した安全管理規程
二 その他安全管理規程に關し必要な事項を記載した書類

一 变更後の安全管理規程
二 变更後の安全管理規程の実施予定日
三 变更した事項(新旧の対照を明示するこ

と。)

4 变更を必要とする理由
前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

第四十七条の四 法第二十二条の二第二項(法第四十三条第五項において準用する法第二十二条の二第一項の国土交通省令で定める規模について準用する。この場合ににおいて、前項中「次の表の上欄に掲げる事業の種別に応じ、同表下欄に掲げる事業用自動車の数が、同表下欄に掲げる数」とあるのは「一般乗合旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車の数が、二百両」と読み替えるものとする。)
(安全管理規程の届出)

2 前項の規定は、法第四十三条第五項において準用する法第二十二条の二第一項の国土交通省令で定める規模について準用する。この場合において、前項中「次の表の上欄に掲げる事業の種別に応じ、同表下欄に掲げる事業用自動車の数が、同表下欄に掲げる数」とあるのは「一般乗合旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車の数が、二百両」と読み替えるものとする。

第四十七条の三 法第二十二条の二第一項(法第四十三条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により安全管理規程の設定の届出をしようとする者は、旅客の運送を開始する日(事業計画の変更により前条に規定する規模以上となる者にあつては、当該計画の実施予定日)までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 設定した安全管理規程
二 その他安全管理規程に關し必要な事項を記載した書類

一 变更後の安全管理規程
二 变更後の安全管理規程の実施予定日
三 变更した事項(新旧の対照を明示するこ

と。)

4 变更を必要とする理由
前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

第四十七条の四 法第二十二条の二第二項(法第四十三条第五項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項
二 基本的な方針に関する事項
三 関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めの遵守に関する事項
四 取組に関する事項

一 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項
二 組織体制に関する事項
三 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項

一 安全統括管理者の責務及び権限に関する事項
二 安全統括管理者の責務及び権限に関する事項
三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項
四 情報の伝達及び共有に関する事項
五 事故、灾害等の防止対策の検討及び実施に関する事項

事業 用 客 自 動 車 運 送 事 務	一般 乗 客	業 事 業 の 種 別	事業 の 安 全 統 括 管 理 者 に な る こ と が 可 能 で す 。	ハ 事 故 、 災 害 等 が 発 生 し た 場 合 の 対 応 に 関 す る 事 項
				二 教 育 及 び 研 修 に 関 す る 事 項
事業 用 客 自 動 車 運 送 事 務	一般 乗 客	業 事 業 の 種 別	事業 の 安 全 統 括 管 理 者 に な る こ と が 可 能 で す 。	本 部 内 部 監 査 そ の 他 の 事 業 の 実 施 及 び そ の 管 理 の 状 況 の 確 認 に 関 す る 事 項
				ハ 輸 送 の 安 全 に 係 る 文 書 の 整 備 及 び 管 理 に 関 す る 事 項
事業 用 客 自 動 車 運 送 事 務	一般 乗 客	業 事 業 の 種 別	事業 の 安 全 統 括 管 理 者 に な る こ と が 可 能 で す 。	ト 事 業 の 実 施 及 び そ の 管 理 の 改 善 に 関 す る 事 項
				四 安 全 統 括 管 理 者 の 選 任 及 び 解 任 に 關 す る 事 項
事業 用 客 自 動 車 運 送 事 務	一般 乗 客	業 事 業 の 種 別	事業 の 安 全 統 括 管 理 者 に な る こ と が 可 能 で す 。	(安全統括管理者の要件)
				第四十七条の五 法第二十二条の二第二項第四号の国土交通省令で定める要件は、次の表の上欄に掲げる事業の種別に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、法第二十二条の二第七項（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこととする。
事業 用 客 自 動 車 運 送 事 務	一般 乗 客	業 事 業 の 種 別	事業 の 安 全 統 括 管 理 者 に な る こ と が 可 能 で す 。	（安全統括管理者の要件）
				第四十七条の五 法第二十二条の二第二項第四号の国土交通省令で定める要件は、次の表の上欄に掲げる事業の種別に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、法第二十二条の二第七項（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこととする。

八 事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項

二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認める者

じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければなら

賃切両以下の行管理者資する事業用自動車の数
旅客運行を管格者証が四両以下であつて、

貸切両以下の行管理者資る事業用自動車の数
旅客運行を管格者証
が四両以下であつて、

業送車自動客四事運		業送車自動旅客三般乗用		事業所下の運行を管理する営業所		業送車自動理する営業所	
員び営管の用上十乗の十乗業理運自の一車事人車所す行動事人以定業及るを車業以用	乗所する営業所	行を管車五兩自業用自	動車百兩運行管格者証	事業用自車二十兩以上九兩以	動車二十兩以上九兩以	事業用自車二十兩以上九兩以	業送車自動理する営業所
理者証、一般乗客自動運行管	者証	客自動車運行管理者資格者証又は、一般乗用旅客運送事業運行管	旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を四十で除し得た数があるときは、これを切り捨てるも	車の数から百を引いた数を三十で除した数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に六を加算して得た数	車の数を二十で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数	当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を二十で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数
算して得た数	算して得た数	車の数を四十で除し得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるも	車の数を二十で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるも	車の数を三十で除した数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に六を加算して得た数	車の数を二十で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数	車の数を二十で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数	車の数を二十で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数

車及び自家用自動車」と、同表第三号中「事業用自動車五両以上」とあるのは「事業用自動車及び自家用自動車五両以上」とする。
(運行管理者の業務)

第四十八条 旅客自動車運送事業の運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。
一 第十五条の規定により車掌を乗務させなければならない事業用自動車に車掌を乗務させること。
二 第二十九条の場合において、同条の措置を講ずること。
三 第二十一一条第一項の規定により定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること。
三の二 第二十一一条第二項の休憩に必要な施設及び睡眠又は仮眠に必要な施設並びに同条第三項の睡眠に必要な施設を適切に管理すること。
四 第二十一一条第四項の乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させないこと。
四の二 乗務員等の健康状態の把握に努め、第二十一条第五項の乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させないこと。
五 第二十二条第六項の場合において、交替するための運転者を配置すること。
五の二 第二十二条第七項の場合において、同項の措置を講ずること。
六 事業用自動車の運転者等に対し、第二十四条の点呼を行い、報告を求め、確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びに運転者に対して使用するアルコール検知器を常時有效地に保持すること。
七 事業用自動車の運転者等に対し、第二十五条の記録をさせ、及びその記録を保存すること。
八 第二十六条の規定により記録しなければならない場合において、運行記録計を管理し、及びその記録を保存すること。
九 第二十六条の規定により記録しなければならない場合において、運行記録計により記録することのできない事業用自動車を運行の用に供さないこと。

九の二 第二十六条の二各号に掲げる事項を記録し、及びその記録を保存すること。

十 一般乗合旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、第二十七条第一項の運行基準図を作成して営業所に備え、これにより事業用自動車の運転者等に対し、適切な指導をすること。

十一 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、第二十七条第二項の運行表を作成し、これを事業用自動車の運転者等に携行させること。

十二 一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、第二十八条の調査をし、かつ、同条の規定に適合する自動車を使用すること。

十三 の二 一般乗合旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、第二十八条の二の運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行い、事業用自動車の運転者等に携行させ、及びその保存をすること。

十四 の二 第三十五条の規定により選任された者その他旅客自動車運送事業者により運転者として選任された者（特定自動運行旅客運送を行う場合には、第十五条の二第一項の規定により選任された特定自動運行保安員）以外の者を事業用自動車の運行の業務に従事させないこと。

十五 一般乗用旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、タクシーサービス適正化特別措置法第十三条の規定により運転者証を表示しなければならない事業用自動車に運転者を乗務させる場合には、当該自動車に運転者証を表示し、その者が乗務を終了した場合には、当該運転者証を保管しておくこと。

十六 事業用自動車の乗務員等に対し、第三十八条（第六項を除く。）の指導、監督及び特

別な指導を行うとともに、同条第一項及び第三項の記録及び保存を行うこと。

十七 事業用自動車の運転者に第三十八条第二項の適性診断を受けさせること。

十九 前条第三項の規定により選任された補助者に対する指導及び監督を行うこと。

十八 第四十三条第二項の場合において、当該自動車に非常信号用具を備えること。

二十 法第二十五条ただし書（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の場合を除き、旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令（昭和三十一年政令第二百五十六号）の要件を備えない者に事業用自動車を運転させないこと。

二十一 自動車事故報告規則第五条の規定により定められた事故防止対策に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。

前項の運行管理者は、法第七十八条第三号の許可を受けて公共の福祉を確保するためやむを得ず地域又は期間を限定して自家用自動車を用いて旅客の運送を行う場合においては、前項（第十三号、第十五号及び第二十号を除く。）の規定に準じて当該自家用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わなければならない。

3 統括運行管理者は、前二項の規定による運行管理者の業務を統括しなければならない。（運行管理規程）

第四十八条の二 旅客自動車運送事業者は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の実行に係る基準に関する規程（以下「運行管理規程」という。）を定めなければならない。

第四十八条の三 旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、第四十八条各号に掲げる業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。（運行管理者の講習）

第四十八条の四 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運行管理者に国土交通大臣が告示で定める

二 及び第四十一条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならぬ。

十九 前条第三項の規定により選任された補助者に対する指導及び監督を行うこと。

十八 第四十三条第二項の場合において、当該自動車に非常信号用具を備えること。

二十 法第二十五条ただし書（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の場合を除き、旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令（昭和三十一年政令第二百五十六号）の要件を備えない者に事業用自動車を運転させないこと。

二十一 自動車事故報告規則第五条の規定により定められた事故防止対策に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。

前項の運行管理者は、法第七十八条第三号の許可を受けて公共の福祉を確保するためやむを得ず地域又は期間を限定して自家用自動車を用いて旅客の運送を行う場合においては、前項（第十三号、第十五号及び第二十号を除く。）の規定に準じて当該自家用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わなければならない。

3 統括運行管理者は、前二項の規定による運行管理者の業務を統括しなければならない。（運行管理規程）

第四十八条の二 旅客自動車運送事業者は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の実行に係る基準に関する規程（以下「運行管理規程」という。）を定めなければならない。

第四十八条の三 旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、第四十八条各号に掲げる業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。（運行管理者の講習）

第四十八条の四 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運行管理者に国土交通大臣が告示で定める

講習であつて次項において準用する第四十一条の二及び第四十一条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならぬ。

十九 前条第三項の規定により選任された補助者に対する指導及び監督を行うこと。

十八 第四十三条第二項の場合において、当該自動車に非常信号用具を備えること。

二十 法第二十五条ただし書（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の場合を除き、旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令（昭和三十一年政令第二百五十六号）の要件を備えない者に事業用自動車を運転させないこと。

二十一 自動車事故報告規則第五条の規定により定められた事故防止対策に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。

前項の運行管理者は、法第七十八条第三号の許可を受けて公共の福祉を確保するためやむを得ず地域又は期間を限定して自家用自動車を用いて旅客の運送を行う場合においては、前項（第十三号、第十五号及び第二十号を除く。）の規定に準じて当該自家用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わなければならない。

3 統括運行管理者は、前二項の規定による運行管理者の業務を統括しなければならない。（運行管理規程）

第四十八条の二 旅客自動車運送事業者は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の実行に係る基準に関する規程（以下「運行管理規程」という。）を定めなければならない。

第四十八条の三 旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、第四十八条各号に掲げる業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。（運行管理者の講習）

第四十八条の四 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運行管理者に国土交通大臣が告示で定める

講習であつて次項において準用する第四十一条の二及び第四十一条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならぬ。

十九 前条第三項の規定により選任された補助者に対する指導及び監督を行うこと。

十八 第四十三条第二項の場合において、当該自動車に非常信号用具を備えること。

二十 法第二十五条ただし書（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の場合を除き、旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令（昭和三十一年政令第二百五十六号）の要件を備えない者に事業用自動車を運転させないこと。

二十一 自動車事故報告規則第五条の規定により定められた事故防止対策に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。

前項の運行管理者は、法第七十八条第三号の許可を受けて公共の福祉を確保するためやむを得ず地域又は期間を限定して自家用自動車を用いて旅客の運送を行う場合においては、前項（第十三号、第十五号及び第二十号を除く。）の規定に準じて当該自家用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わなければならない。

3 統括運行管理者は、前二項の規定による運行管理者の業務を統括しなければならない。（運行管理規程）

第四十八条の二 旅客自動車運送事業者は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の実行に係る基準に関する規程（以下「運行管理規程」という。）を定めなければならない。

第四十八条の三 旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、第四十八条各号に掲げる業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。（運行管理者の講習）

第四十八条の四 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運行管理者に国土交通大臣が告示で定める

2 資格者証の交付を申請しようとする者は、第ニ号様式による運行管理者資格者証交付申請書に住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード）をいう。以下同じ。の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び生年月日を証明する書類及び次の各号のいづれかの書類を添付して、提出しなければならない。

一 運行管理者試験（以下「試験」という。）
二 前条第一項に該当することを証する書類
3 前項の資格者証の交付の申請は、試験に合格した者にあつては、合格の日から三月以内に行わなければならぬ。

(資格者証の訂正)

(資格者証の訂正)
第四十八条の七 資格者証の交付を受けている者は、氏名に変更を生じたときは、第三号様式による運行管理者者資格者証訂正申請書に当該資格者証及び住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて変更の事実を証明する書類を添付してその住所地を管轄する地方運輸局長に提出し、資格者証の訂正を受けなければならない。

ハ 道路交通法
ニ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）
ホ 一 からニまでに掲げる法律に基づく命令
二 その他運行管理者の業務に関する必要な実務
上の知識及び能力
(試験の施行)
第四十八条の十一 試験は、毎年少なくとも一回
行う。

四号	の十一 第一 第	第四十一 条の四	第四十一 条の十	第四十八条の十二第三項に おいて準用する第四十一条 の十
第一項	第四十一 条の五 第一項	第四十一 条の二第二項	第四十八条の十二第三項に おいて準用する第四十一条 の十	第四十八条の十二第三項に おいて準用する第四十一条 の十
第四号	第三号又は 第四号	第三号又は 第三号	第三号又は 第三号	第三号又は 第三号
四号	四号	四号	四号	四号

第四十八条の十 試験は、次に掲げる事項について筆記の方法又は電子計算機その他の機器を用する方法で行う。
一 次に掲げる法令についての専門的知識
イ 道路運送法
ロ 道路運送車両法

第四十八条の九 資格者証を失つたために前条の規定により資格者証の再交付を受けた者は、失つた資格者証を発見したときは、遅滞なく、発見した資格者証をその住所地を管轄する地方運輸局長に返納しなければならない。

資格者証の交付を受けている者が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二年法律第二百二十四号）による死亡又は失踪宣告の届出義務者は、遅滞なく、その資格者証をその住所地を管轄する地方運輸局長に返納しなければならない。

第四十八条の七 資格者証の交付を受けている者は、氏名に変更を生じたときは、第三号様式による運行管理者資格者証訂正申請書に当該資格者証及び住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて変更の事実を証明する書類を添付してその住所地を管轄する地方運輸局長に提出し、資格者証の訂正を受けなければならない。

2 資格者証の交付を受けている者は、前項に規定する資格者証の訂正に代えて、資格者証の再交付を受けることができる。

(資格者証の再交付)

第四十八条の八 資格者証の交付を受けている者は、前条第二項の規定により資格者証の再交付の申請をしようとするとき又は交付を受けた資格者証を汚し、損じ、若しくは失つたために資格者証の再交付の申請をしようとするときは、第三号様式による運行管理者資格者証再交付申請書に既に交付を受けている資格者証(資格者証を失つた場合を除く)及び住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて変更の事実を証明する書類(同様式第二項の規定により資格者証の再交付の申請をする場合に限る)を添付して、その住所地を管轄する地方運輸局長に提出しなければなら

四 十 一 条 及 び 第 二 項 第 二 項 第 三 項 第 九 条	第四十一 条 第四十一 条 第四十一 条 第四十一 条 第四十一 条 第四十一 条 第四十一 条	第四十一 条 第四十一 条 第四十一 条 第四十一 条 第四十一 条 第四十一 条 第四十一 条
の 九	おいて準用する第四十一条	の四 おいて準用する第四十一条

ハ 道路交通法
ニ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

ホ イからニまでに掲げる法律に基づく命令
二 その他運行管理者の業務に関し必要な実務
上の知識及び能力

（試験の施行）

第四十八条の十一 試験は、毎年少なくとも一回行う。

2 國土交通大臣（指定試験機関が試験事務を行ふ場合にあつては、指定試験機関。第四十八条の十四において同じ。）は、試験の期日、場所その他試験に関し必要な事項を公示する。

（受験資格）

第四十八条の十二 試験は、試験の日の前日において自動車運送事業（貨物自動車運送事業法第二条第四項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。）の用に供する事業用自動車又は貨物自動車運送事業法第三十七条第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行の管理に関し一年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。

2 前項に規定する経験は、國土交通大臣が告示で定める講習であつて次項において準用する第四十一条の二及び第四十二条の三の規定により國土交通大臣の認定を受けたものを修了することをもつて代えることができる。

3 第四十二条の二から第四十二条の十一までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、これらの規定中「第三十八条第二項」とあるのは、「第四十二条の十二第二項」と、「適性診断」とあるのは、「講習」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>(受験の申請)</p> <p>第四十一条 第四十八条の十二第三項に の二第二項において準用する第四十一条 第一号又はの二第二項第一号又は第 二号</p>	<p>第四十二条 の五第四項</p>
<p>第四十二条 第四十八条の二第一項に の二第一項を除く。)を受けようとする者は、第四号様 式による運行管理者試験受験申請書に前条に規 定する受験資格を有することを明らかにする書 類を添付して、提出しなければならない。</p>	<p>第四十三条 第四十八条の二第一項に の二第一項を除く。)を受けようとする者は、第四号様 式による運行管理者試験受験申請書に前条に規 定する受験資格を有することを明らかにする書 類を添付して、提出しなければならない。</p>

2 指定試験機関が行う試験を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、運行管理者試験受験申請書を当該指定試験機関に提出しなければならない。

(試験結果の通知)

第四十八条の十四 國土交通大臣は、受験者に、その試験の結果を遅滞なく通知しなければならない。

第四章 乗務員

(乗務員)

第四十九条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者、車掌その他の乗務員は、事業用自動車の運行を中断し、又は旅客が死傷したときは、当該旅客自動車運送事業者とともに、第十八条第一項各号若しくは第二項各号又は第十九条各号に掲げる事項を実施しなければならない。この場合において、旅客の生命を保護するための処置は、他の処置に先んじてしなければならない。

2 前項の乗務員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 第五十二条各号に掲げる物品（同条ただし書の規定によるものを除く。）を旅客の現在する事業用自動車内に持ち込むこと。

二 酒気を帯びて乗務すること。

三 事業用自動車内で喫煙すること。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者の事業用自動車（乗車定員十一人以上のものに限る。）の乗務員は、前項各号に掲げるものほか、次に掲げる行為をしてはならない。

二 運行時刻前に発車すること。

一 前項の乗務員は、旅客が事業用自動車内において法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするときはこれを制止し、又は必要な事項を旅客に指示する等の措置を講ずることにより、輸送の安全を確保し、及び事業用自動車内の秩序を維持するように努めなければならない。（運転者）

第五十条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 第二十四条第一項第一号の点検をし、又はその確認をすること。

二 乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、第二十四条第一項及び第二項の規定により当該旅客自動車運送事業者が行う点呼を受け、これらの規定による報告をするこど。

三 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。

三の二 疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。

四 事業用自動車の運行中に疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。

三の三 事業用自動車の運行中に疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。

四 事業用自動車から離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、旅客を降車させること。

五 坂路において事業用自動車から離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、旅客を降車させること。

六 踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと。

七 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となつたときは、速やかに旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な護措置をとること。

八 乗務を終了したときは、交替する運転者に對し、乗務中の事業用自動車、道路及び運行の状況について通告すること。この場合において、乗務する運転者は、当該事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な部分の機能について点検すること。

九 第二十五条第一項、第二項又は第三項の記録（同条第四項の規定により、同条第一項、第二項又は第三項の規定により記録すべき事項を運行記録による記録に付記する場合

十 は、その付記による記録）を行うこと。

十一 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車の事業用自動車（乗車定員十一人以上のものに限る。）の運転者は、前項各号に掲げるものほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（車掌）

一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車の事業用自動車（乗車定員十一人以上のものに限る。）の運転者は、前項各号に掲げるものほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

らない。ただし、第十五条の規定により車掌が乗務しない事業用自動車にあつては、第二号に掲げる事項を遵守すればよい。

一 発車は、車掌の合図によつて行うこと。

二 発車の直前に安全の確認ができた場合を除き警音器を吹鳴すること。

三 警報装置の設備がない踏切又は踏切警手が配置されていない踏切を通過しようとするときは、車掌の誘導を受けること。

四 自動車を後退させようとするときは、車掌の誘導を受けること。

五 第十五条の規定により車掌が乗務しない事業用自動車の運転者は、乗降口の扉を開じた後でなければ発車してはならない。

六 次条第五号の規定は、第十五条の規定により車掌が乗務しない事業用自動車の運転者に準用する。

七 一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、食事若しくは休憩のため運送事業者の運転者は、乗務中第二十七条第二項の運行表を携行しなければならない。

八 一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、前項の場合には、回送板を掲出してはならない。

九 第二十二条第一項の一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者であつて、指定地城内にある営業所に属する者は、同項の乗務距離の最高限度を超えて乗務してはならない。

十 一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務中第三十七条第三項の乗務員証を携行し、及び乗務を終了した場合には、当該乗務員証を返還しなければならない。

十一 一般貸切旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、第二十四条第三項に規定する乗務の途中において、同項の規定により一般貸切

車運送事業者の事業用自動車（乗車定員十一人以上のものに限る。）の車掌は、乗務中次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 警報装置の設備がない踏切又は踏切警手が配置されていない踏切を通過しようとするときは、踏切前で降車し、運行の安全を確認して運転者を誘導すること。

二 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となつたときは、速やかに、旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとること。

三 事業用自動車を後退させようとすると車の左側に、その運行に支障がないことを確認し、かつ、乗降口の扉を開じた後に進行すること。

四 発車の合図は、旅客の安全及び事業用自動車の左側に、その運行に支障がないことを確認し、かつ、乗降口の扉を開じた後に進行すること。

五 乗降口の扉は、停車前に旅客の乗降のために開かないこと。

六 車掌の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

七 第五章 旅客

（物品の持込制限）

第五十二条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んではならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、国土交通大臣が告示で定める条件に適合する場合は、この限りでない。

八 第一百四十九号の火薬類をいう。ただし、五十発以内の実包及び空包であつて、弾帶又は薬袋ごとに挿入してあるものを除く。）

九 第一百四十九号の火薬類（火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の火薬類をいう。ただし、五百

十 挑発油、灯油、軽油、アルコール、二硫化炭素その他引火性液体（喫煙用ライター及び懷炉に使用しているものを除く。）

一一 百グラムを超える玩具用煙火

一二 挑発油、灯油、軽油、アルコール、二硫化炭素その他引火性液体（喫煙用ライター及び懷炉に使用しているものを除く。）

一四 百グラムを超える玩具用煙火

一五 黄りんカーバイド、金属ナトリウムその他発火性物質及びマグネシウム粉、過酸化水素、過酸化ソーダその他の爆発性物質

一六 放射性物質等（放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第二十一条第二項及び第二十五条の二第二項の規定は、昭和三十三年八月十日から施行する。

附 則（昭和三四年九月一五日運輸省令第二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和三六年二月二日運輸省令第五号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

3 1 この省令施行前にした改正前の第二十五条第三項（改正前の第四十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、改正後の第二十五条の三（改正後の第四十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づいてしたものとみなす。

附 則（昭和三六年二月一七日運輸省令第七号）抄

この省令は、昭和三十六年十月一日から施行する。ただし、第十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年一〇月一八日運輸省令第五八号）抄

この省令は、昭和三十八年一月一日から施行する。

附 則（昭和三八年一二月一五日運輸省令第六九号）

この省令は、昭和三十八年十月十五日から施行する。

附 則（昭和四〇年一二月一五日運輸省令第一号）

この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、第五条第二項の改正規定は、同年六月一日から施行する。

附 則（昭和四二年一月六日運輸省令第二三号）抄

この省令は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和四五年一〇月三〇日運輸省令第八号）
この省令は、昭和四十三年一月一日から施行する。ただし、第二十二条の三に一項を加える改正規定は、昭和四十四年一月一日から施行する。

附 則（昭和四六年一月一日運輸省令第二号）抄
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年一月二七日運輸省令第六五号）
（施行期日）
この省令は、昭和四十六年十二月一日から施行する。

附 則（昭和五三年七月一日運輸省令第四〇号）
（経過措置）
この省令は、昭和五十三年八月一日から施行する。

附 則（昭和五三年一〇月三一日運輸省令第五四号）抄
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年一二月二八日運輸省令第七四号）
（施行期日）
この省令は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第四条の改正規定（同条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に一号を加える部分に限る）、第十二条及び第十三条の規定は、昭和五十七年五月一日から施行する。

(施行期日) (第八号) 抄		(昭和五八年三月一五日運輸省令)	
1 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第九十一号)の施行の日(昭和五十八年七月一日)から施行する。			
第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。		第一條 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。	
附則 (昭和五九年六月二二日運輸省令)		附則 (昭和五九年六月二二日運輸省令)	
第一八号 抄		第一八号 抄	
(経過措置)		(経過措置)	
第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下「处分等」という。)は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。)は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。		第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下「处分等」という。)は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他	
北海海運局長		北海海運局長	
東北海運局長(山形県又は秋田県の区域に係る处分等又は申請等に係る場合を除く。)		東北海運局長(山形県又は秋田県の区域に係る处分等又は申請等に係る場合を除く。)	
東北海運輸局長		東北海運輸局長	
新潟海運局長		新潟運輸局長	
近畿海運局長		近畿運輸局長	
中国海運局長		中国運輸局長	
四国海運局長		四国運輸局長	
東海海運局長		東海運輸局長	
関東海運局長		関東運輸局長	
新潟陸運局長		新潟運輸局長	
札幌陸運局長		北海道運輸局長	
神戸海運局長		神戸海運監理部長	
九州海運局長		九州運輸局長	
近畿海運局長		近畿運輸局長	
中国海運局長		中国運輸局長	
四国海運局長		四国運輸局長	
東京陸運局長		東北運輸局長	
仙台陸運局長		新潟運輸局長	
名古屋陸運局長		中部運輸局長	
大阪陸運局長		近畿運輸局長	
広島陸運局長		中国運輸局長	
高松陸運局長		関東運輸局長	
四国運輸局長		新潟運輸局長	

<p>福岡陸運局長</p> <p>附 則（昭和六〇年一二月二四日運輸省令第 一五〇号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>（第二九号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>（五号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>（二三号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>（一〇号）抄</p> <p>附 則（平成六年三月二九日運輸省令第 一〇号）抄</p> <p>（この省令は、平成六年四月一日から施行す る。）</p> <p>附 則（平成七年二月二八日運輸省令第 八号）抄</p> <p>（施行期日等）</p> <p>附 則（平成七年三月二三日運輸省令第 一五号）抄</p> <p>（この省令は、平成七年四月一日から施行す る。）</p>	<p>九州運輸局長</p> <p>（この省令は、公布の日から施行する。た だし、第五条中自動車運送事業等運輸規則第二 十五条の三、第二十五条の四及び第二十六条の 三の改正規定は、昭和六十一年十月一日から施 行する。</p> <p>（自動車運送事業等運輸規則の一部改正に伴う 経過措置）</p> <p>第三条 この省令の施行の際現に第五条の規定に よる改正前の自動車運送事業等運輸規則第十五 条第一項第一号の規定により指定を受けている 運行系統は、第五条の規定による改正後の自動 車運送事業等運輸規則第十五条第二項の規定に により届け出た運行系統とみなす。</p> <p>附 則（平成元年二月二七日運輸省令第 五号）抄</p> <p>（この省令は、平成元年四月一日（以下「 施行日」という。）から施行する。</p> <p>附 則（平成二年七月三〇日運輸省令第 二三号）抄</p> <p>（この省令は、平成六年四月一日から施行す る。）</p> <p>附 則（平成七年二月二八日運輸省令第 一五〇号）抄</p> <p>（この省令は、道路運送車両法の一部を改正す る法律（平成六年法律第八十六号）の施行の日 (以下「施行日」という。)から施行する。）</p>
--	--

附 則 (平成九年三月一八日運輸省令第二号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一一年三月一〇日運輸省令第六号)	この省令は、平成十一年四月一日から施行する。
附 則 (平成九年三月一八日運輸省令第一三号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一四年二月一〇日運輸省令第五号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一四年六月一八日国土交通省令第七九号)	この省令は、平成十六年三月三十一日から施

附 則 (平成一四年一月一〇日運輸省令第一号)	この省令は、道路運送法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十八号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成十二年二月一日)から施行する。
附 則 (平成一四年三月二四日運輸省令第一号)	この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成一四年七月三日国土交通省令第八四号)	この省令は、平成十四年七月一日から施行する。
附 則 (平成一四年九月二七日国土交通省令第一〇三号)	この省令は、平成十四年十月一日から施行する。
附 則 (平成一五年一月二〇日国土交通省令第六号)	この省令は、平成十四年九月一日から施行する。

附 則 (平成一五年七月一四日国土交通省令第三号)	この省令は、鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。
附 則 (平成一五年三月二四日国土交通省令第三号)	この省令は、鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。
附 則 (平成一八年七月一四日国土交通省令第一〇五号)	この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
附 則 (平成一五年九月二六日国土交通省令第九五号)	この省令は、平成十五年十月一日から施行する。
附 則 (平成一六年三月二六日国土交通省令第二号)	この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月二六日国土交通省令第二号)	この省令は、平成十四年二月一日から施行する。
附 則 (平成一六年三月二六日国土交通省令第二号)	この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年一二月一日国土交通省令第九七号）抄	（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成二一年五月一八日国土交通省令第三六号）	（施行期日）この省令は、平成二十一年五月十八日から施行する。
附則（平成二一年九月一八日国土交通省令第五七号）	（施行期日）この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。
附則（平成二二年四月一八日国土交通省令第三〇号）抄	（施行期日）（この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成二十三年五月一日から施行する。）（この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成二十三年五月一日から施行する。）
附則（平成二三年三月三一日国土交通省令第一八号）抄	（施行期日）（この省令は、公布の日から施行する。）（この省令は、公布の日から施行する。）
附則（平成二四年三月一八日国土交通省令第二四号）抄	（施行期日）（この省令は、公布の日から施行する。）（この省令は、公布の日から施行する。）
第一条 この省令は、平成二十四年四月十六日から施行する。	（施行期日）（この省令は、平成二十四年四月十六日から施行する。）
第二条 旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正に伴う経過措置	（施行期日）（この省令の施行前に第一条の規定による改正前の旅客自動車運送事業運輸規則（以下「旧運輸規則」という。）第十九条の九第一項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から三月以内に、安全管理規程の設定の届出及び安全統括管理者の選任の届出をするものとす。
第三条 第二条の規定による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則（以下「新運輸規則」という。）第十九条の九第一項の規定により国土交通大臣が認定した適性診断は、改正前の旅客自動車運送事業運輸規則（以下「旧運輸規則」という。）第三十八条第二項の規定により国土交通大臣が認定により国土交通大臣が認定した適性診断とみなす。	（施行期日）（この省令の施行前に第二条の規定による改正前の旅客自動車運送事業運輸規則（以下「旧運輸規則」という。）第十九条の九第一項の規定により国土交通大臣が認定した適性診断は、改正前の旅客自動車運送事業運輸規則（以下「旧運輸規則」という。）第三十八条第二項の規定により国土交通大臣が認定により国土交通大臣が認定した適性診断とみなす。）
第四条 この省令の施行前に旧運輸規則第四十七条の規定による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則（以下「新運輸規則」という。）第十九条の九第一項の規定により国土交通大臣が認定した適性診断とみなす。	（施行期日）（この省令の施行前に第二条の規定による改正前の旅客自動車運送事業運輸規則（以下「旧運輸規則」という。）第十九条の九第一項の規定により国土交通大臣が認定した適性診断とみなす。）
第五条 この省令の施行前に旧運輸規則第四十七条の規定による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則（以下「新運輸規則」という。）第十九条の九第一項の規定により国土交通大臣が認定した適性診断とみなす。	（施行期日）（この省令の施行前に第二条の規定による改正前の旅客自動車運送事業運輸規則（以下「旧運輸規則」という。）第十九条の九第一項の規定により国土交通大臣が認定した適性診断とみなす。）
第六条 旧規則第二号様式による運行管理者資格者証交付申請書は、新規則第二号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。	（施行期日）（この省令の施行前に旧規則第四十八条の第六条の規定による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第三項の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に運送引受書を交付する場合について適用し、同日前に運送引受書を交付した場合については、なお従前の例による。）
附則（平成二四年三月三〇日国土交通省令第二九号）	（施行期日）（この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）
附則（平成二五年八月二三日国土交通省令第七一号）	（施行期日）（この省令は、平成二十五年五月一日から施行する。ただし、第四十七条の二の改正規定及び次項の規定は、平成二十五年十月一日から施行する。）
附則（平成二六年一月二十四日国土交通省令第七七号）抄	（施行期日）（この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四十七条の二の改正規定及び次項の規定は、平成二六年一月二十四日から施行する。）
附則（平成二八年八月三一日国土交通省令第六三号）抄	（施行期日）（この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、平成二十八年十一月一日から施行する。）
附則（平成二九年一月一五日国土交通省令第七八号）抄	（施行期日）（この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、平成二九年一月一五日から施行する。）
附則（平成二八年一月一五日国土交通省令第一九号）	（施行期日）（この省令は、公布の日から施行する。）
附則（平成三〇年四月一〇日国土交通省令第四〇号）	（施行期日）（この省令は、公布の日から施行する。）
附則（平成三〇年三月三〇日国土交通省令第一九号）	（施行期日）（この省令は、公布の日から施行する。）
附則（平成三〇年六月二七日国土交通省令第五一号）	（施行期日）（この省令は、平成三十年十月一日から施行する。）
附則（平成三〇年一一月二六日国土交通省令第九〇号）抄	（施行期日）（この省令は、平成三十一年十月一日から施行する。）
附則（平成三一年一月一八日国土交通省令第三号）	（施行期日）（この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。）

第3号様式（第48条の7、第48条の8関係）
（日本産業規格A列4番）

第4号様式（第48条の13関係）